

全国書誌通信

No.124

2006. 8. 31

国立国会図書館

書誌データ遡及入力の現況

－「遡及計画 2002」の終了について－

コンピュータによる目録の機械化が始まって以来、既存の目録を入力し、データベース化する遡及入力の推進は、図書館共通のテーマだったと言えます。国立国会図書館の遡及入力事業も、いくつかの時期を経てきました。その道筋を簡単に振り返るとともに、平成 18 年（2006 年）3 月末に 3 か年の計画を終了した通称「遡及計画 2002」の結果について報告します。

1 遡及入力の歩み

（1）和図書データの遡及入力 — 昭和 54 年（1979 年）～平成 11 年（1999 年）

国立国会図書館では、コンピュータによる目録の編纂を昭和 40 年代後半から開始し、昭和 56 年（1981 年）に新刊和図書の機械可読目録として磁気テープによる JAPAN/MARC の頒布を開始しました。これと並行して、昭和 54 年（1979 年）には最初の遡及入力事業に着手、対象を昭和 44 年（1969 年）から昭和 51 年（1976 年）までに収集整理した和図書とし、冊子体蔵書目録を機械編纂することを当初の目的としました。

目 次

書誌データ遡及入力の現況 — 「遡及計画 2002」の終了について—	1
国際目録原則覚書（2005 年 9 月草案）翻訳	5
国内刊行洋図書適用細則 正誤表	16
JAPAN/MARC 2006 フォーマットの提供開始について	18
国立国会図書館件名標目表（NDLSH）2005 年度版 公開のお知らせ	19
日本十進分類法（NDC）9 版補遺の採用について	19
『J-BISC DVD 版更新版』刊行のお知らせ	20

その後、明治期以降の当館所蔵和図書の書誌データをすべて入力する計画として、昭和 60 年（1985 年）に「和図書データ遡及入力計画」を策定、明治期から昭和 43 年（1968 年）までを 4 つの時代に区分し、平成元年（1989 年）から入力作業を開始しました。これにより、蔵書目録として、冊子体、CD-ROM、また磁気テープによる JAPAN/MARC 遡及版を刊行、大正期の遡及入力を平成 11 年（1999 年）に終え、20 年にわたる作業を終了しました。

その間、当館の遡及入力事業は図書部書誌課（昭和 61 年（1986 年）5 月までは収集整理部）が担当し、カード目録や帝国図書館時代の冊子体目録等を基本に、不足するデータを補い、約 90 万件の書誌データを完成させました。

（2）OPAC、関西館に向けて — 平成 11 年（1999 年）～平成 14 年（2002 年）

一方で、時代とともに目録の形態もカード目録、冊子体から OPAC へと変化し、書誌データのデータベース化とインターネットを通じたアクセスが必須の条件となってきました。さらに、平成 14 年度の関西館開館、国際子ども図書館全面開館による業務展開に備え、遡及入力もその範囲の拡大と迅速化が課題となりました。そのため、洋図書については、当時の収集部外国資料課が書誌ユーティリティのデータと外部委託作業を活用し、平成 11～12 年度に約 38 万件の遡及データの作成を実施しました。

和・洋図書の遡及入力データは、他の入力済み書誌データとともに、新規開発された電子図書館基盤システムに移行され、和図書については平成 14 年（2002 年）10 月の関西館開館時、洋図書については平成 16 年（2004 年）5 月、NDL-OPAC（国立国会図書館蔵書検索・申込システム）で全件検索が可能になりました。また、アジア諸言語資料の書誌データについても、同じく平成 14 年（2002 年）10 月に公開したアジア言語 OPAC での提供を開始しました。

組織的には、平成 14 年（2002 年）4 月の機構改革により書誌部が発足、図書部書誌課は書誌部書誌調整課に改組されました。これに伴い、遡及入力は実施主体を資料所管部署へ移行し、書誌調整課は企画・調整業務に重点を移すことになりました。

（3）「遡及計画 2002」の策定と実施 — 平成 14 年（2002 年）～平成 18 年（2006 年）

このような条件整備の中で、書誌部は所蔵資料の書誌データ提供範囲をより拡大するため、次なる遡及入力計画を推進することを急務とし、平成 15 年（2003 年）2 月に「平成 15 年度以降のデータ遡及計画について」（通称「遡及計画 2002」）を策定しました。

先立って、平成 14 年（2002 年）12 月には、館内すべての資料所管部署の調査を行い、館内の未整理または未入力資料群は約 160 種、データ総件数にして 200 万件余りと推定しました。また、新システムへのデータ移行に伴い、整備が必要な入力済みのデータも存在することが判明しました。

これらの資料群の中から、遡及入力の必要性と実施の可能性等を勘案し、資料群 15 種、データ総件数約 60 万件を選定し、計画対象としました。期間を平成 15 年度から 17 年度までとし、遡及作業およびデータ整備の推進を図りました。

本計画の対象資料群以外にも、早急に遡及入力を行う必要が生じた資料群や、資料所管部署の準備が整った資料群については、協議・調整のうえ、遡及入力およびデータ整備を実施しました。

また、雑誌記事索引科学技術編のデータ遡及入力事業を平成 16 年度から開始しました。

2 「遡及計画 2002」の成果

今回の計画期間中、遡及入力およびデータ整備が実施された資料は以下のとおりです。

① 遡及入力

実施開始 年 度	資 料 群 (*)は「遡及計画2005」 で継続実施	実 施 数 (件数・タイトル数等)	備 考
平成15年度	未整理非図書資料（洋）	160タイトル	点字資料および視聴覚障害者用 録音テープ・電磁的資料
	NTT電話帳	約15,000件	電電公社分を含む
	未受入和雑誌（*）	約1,000冊	
	未入力逐次刊行物	260タイトル	電磁的資料
	和古書（江戸期以前）	約35,000件	貴重書・準貴重書、国書総目 録収載資料
	中国語資料	約120,000冊	上海新華書店旧蔵書 作業実施：平成13-17年度、 150,803冊を入力
平成16年度	学習参考書 （NDLC分類）	15,384件	昭和39-51年受入分、小・中学用 を除く
	地図資料（*）	50,000件	日本の地形図・地勢図
	漢籍（清朝以前）	11,969件	
	アジア諸言語図書 （*）	1,564件	ベトナム語・インドネシア語・ マレーシア語
	国内官庁小冊子	37,873件	
	議会資料	約3,000冊	
	学習参考書 （NDC分類）	8,500件	昭和23-39年受入分、小・中学用 を除く
	民間刊行小冊子	9,334件	昭和62-平成7年受入分
	カセットテープ等販売 目録	238冊	
	新聞縮刷版	約1,800冊	読売新聞明治7-昭和33年分
	国内博士論文（*）	10,347件	昭和58年以前受入分

② データ整備関係

実施開始 年 度	資 料 群	実 施 数 (件数・タイトル数等)	備 考
平成15年度	逐次刊行物データ整備	約26,000件	出版事項整備、マイクロ化に伴 うデータ整備等

平成16年度	洋図書データ補正 (国内刊行洋図書等)	約30,000件	新システム移行に伴う重複書誌 データ補正等
	洋図書データ補正 (データ移行分)	約37,000冊	巻次情報のデータ補正等

③ 雑誌記事索引データ遡及

実施開始 年 度	資 料 群	実施数 (件数)	備 考
平成16年度	雑誌記事索引 (科学技術編)	660,343件	昭和40-49年分。うち昭和47-49 年分181,772件はNDL-OPACで 提供済み 「遡及計画2005」で継続実施

計画期間内に入力を実施した資料の総数(件数・タイトル数)は、雑誌記事索引を除き、約41万5千件となりました。本計画のもとで進捗を図ることにより、かなりの規模の遡及入力達成でき、NDL-OPACまたはアジア言語OPACに書誌データを登載できたことは成果と言えます。また、国内官庁および民間刊行小冊子、学習参考書、地図資料等の遡及入力分はJAPAN/MARC(M)にも収載しています(平成15～17年度のJAPAN/MARC(M)に収載された書誌データ件数59万2千78件のうち、約23パーセントにあたる約13万6千件が遡及入力によるものです)。

また、アジア言語OPACを所掌する関西館資料部アジア情報課を始め、地図資料(主題情報部人文課所管)、和古書・漢籍(同古典籍課所管)等、各資料所管部署が遡及入力を実施したことにより、特色ある資料群の書誌データの提供を進めることができました。

3 「遡及計画2005」の実施に向けて — 平成18年(2006年)～

平成18年度以降も、「遡及計画2002」を継承し、引き続き計画的に遡及入力の実施を推進する必要があります。そのため、前回の策定方針と同様に、平成17年(2005年)3月に未整理、未入力資料群についての調査を行いました。

その結果をもとに「遡及計画2002」との継続性、蔵書としての特色、資料所管部署の準備状況等を考慮し、計画期間を平成18年度から平成20年度とし、「平成18年度以降のデータ遡及計画について」(通称「遡及計画2005」)を策定しました。入力の対象となる主な資料群としては、地図資料、国内博士論文、音盤(レコード)、映像資料(VHS等)などがあげられます。

個別の実施計画および全館の事業計画との調整を図りながら、計画の実現に取り組み、今後も書誌データ情報の提供拡大を進めていく予定です。

(書誌調整課データ整備係)

国際目録原則覚書(2005年9月草案) 翻訳

翻訳にあたって

国際目録規則に関する IFLA 専門家会議(以下「IME ICC」)は、パリ原則に代わる新たな原則として「国際目録原則覚書」草案の検討を進めています。

この検討は、2003年の第1回 IME ICC(開催地:フランクフルト・アム・マイン)でヨーロッパ諸国によって開始され、同年、その成果が最終草案として公表されました。草案の日本語訳全文は、『全国書誌通信』No.120(2005.3.4)に掲載していますので、ご参照ください。

一方、翌2004年の第2回 IME ICC(開催地:ブエノスアイレス)では、参加国であるラテンアメリカおよびカリブ海諸国から、最終草案に対する改訂案が提議されました。この改訂案は、第1回と第2回双方の IME ICC の参加国により、数度にわたって投票にかけられ、2005年9月に承認されています。

本誌では、このたび、この改訂草案をあらためて訳出し、全文を掲載します。改訳にあたっては、原文の改訂箇所だけでなく訳文全体を見直し、特に FRBR の用語については、基本的に『書誌レコードの機能要件 IFLA 書誌レコード機能要件研究グループ最終報告(IFLA 目録部会常任委員会承認)』(日本図書館協会 2004年3月刊)の訳語を採用することとしました。

改訂草案の主なポイントは、次のとおりです。

- ・ 典拠形標目は、公式名よりも「一般に知られた名称または慣用名」を優先する、との規定を新設した(5.1.2.1.1.)。また、典拠形標目として選択しない形は、参照形か代替的な表示形として典拠レコードに含める、との規定を新設した(5.1.2.3.)。
- ・ 個人名および家族名が複数の語からなる場合の記入語の選定に関する基準を改めた。個人名標目については、その個人と「もっとも関係のある国および言語の慣用」に従うこととした(5.2.1.。改訂前は、「その個人の国籍がある国の慣用」を最優先)。家族名標目についても、その家族と「もっとも関係のある国および言語の慣用」に従うこととした(5.3.1.。改訂前は国を言語より優先)。
- ・ 団体名標目の構成に関する定義を詳細化し、また、当該団体が従属機関ないし下部組織である場合は上部団体から標目とする、との規定を新設した(5.4.1.2.)。
- ・ 統一タイトルについて、目録用言語によるタイトルが広く用いられている場合は、そのタイトルを原タイトルよりも優先することを、より明確に打ち出した(5.5.1.1.)。

改訂草案の原文“Statement of International Cataloguing Principles : draft approved by the IFLA Meeting of Experts on an International Cataloguing Code, 1st, Frankfurt, Germany, 2003 : with agreed changes from the IME ICC2 meeting, Buenos Aires, Argentina, 2004”は、各回の IME ICC 公式ホームページでご覧いただくことができます(<<http://www.loc.gov/loc/ifla/imeicc/source/Statement-draftsep05-clean.pdf>>(2006-8-1 現在)など)。

なお、IME ICC は継続して草案の検討を行っており、2005年の第3回 IME ICC(開催地:カイロ)において中東諸国から提出された改訂案については、第1回および第2回の参加国による投票が行われ、その結果に基づいた改訂案も作成されています。この改訂案のポイントは7.1.2.1.(書誌レコードに不可欠なアクセスポイント)に「一般資料表示(general material designation)」を含めるというもので、IME ICC では今後、IFLA ISBD レビューグループによる検討結果を踏まえ、さらに議論を進めることとしています。

(書誌調整課)

「国際目録原則覚書」2003年草案と2005年草案の原文の変更点

2003 草案条項	2005 草案条項	修正の内容
序論の注	序論の注	注 1 を追加し、2003 草案の注 1 を注 2 に移動
本文の注	本文の注	注 2～5→注 3～注 6
3.1.2 本文	3.1.2 本文および注	本文の最後の文を削除し、注 7 に移動
4.1 の注	4.1 の注	注 7→注 8、語句も変更
5.1.1.1	5.1.1.1	第 2 パラグラフの語句変更
5.1.2	5.1.2 5.1.2.1 5.1.2.1.1 5.1.2.1.1.1 5.1.2.1.1.2 5.1.2.1.2 5.1.2.2 5.1.2.3	(5.1.2.1 以下を追加) 5.1.2.1 (2003 年草案の 6.2 の前半の文を移動) 5.1.2.1.1 新設 5.1.2.1.1.1～5.1.2.1.1.2 新設 5.1.2.1.2 (2003 年草案の 5.4.2 を移動) 5.1.2.2 (2003 年草案の 6.2 の後半の文を移動) 5.1.2.3 新設
5.2.1	5.2.1	文章を大幅に修正
5.2.2～5.2.3	削除	削除し、5.2.1 に吸収
5.3.1	5.3.1	文章を大幅に修正
5.3.2	削除	削除し、5.3.1 に吸収
5.4.1	5.4.1 5.4.1.1 5.4.1.2	文章を修正し、5.4.1.1 に展開。 5.4.1.2 を新設
5.4.2	削除	項番は削除し、5.1.2.1.2 に移動
5.5.1	5.5.1 5.5.1.1	文章を修正し、5.5.1.1 に展開
6.1	6	2003 年草案の 6.1 を項番 6 に繰上
6.2	削除	項番は削除し、前半の文を 5.1.2.1.1、後半の文を 5.1.2.2 に移動

なお、「2003 草案」からの修正部分は、次ページ以降の「2005 年 9 月草案全文」において点線下線 (.....) で示しています。その他のレイアウト (実線下線、斜字体、太字等) は、原文にあるとおり再現しています。また、注はすべて原注です。

国際目録原則覚書（2005年9月草案）全文

2004年8月ブエノスアイレスで推奨された変更の後
2004年12月までに示された応答に基づく「最終」草案

国際目録原則覚書

2003年ドイツ・フランクフルトにおける第1回国際目録規則に関するIFLA専門家会議（IME ICC）で承認され、2004年アルゼンチン・ブエノスアイレスにおける第2回IME ICCによって合意された変更を加えた草案

序論

広く「パリ原則」として知られている「原則覚書」は、1961年に国際目録原則会議で採択された。目録法の国際的標準化の基礎を担おうとするその目的は、確実に達成されている¹。すなわち、その後世界中で発展した目録規則のほとんどは、厳密に、または少なくとも相当程度に、この原則に従ったものである。

その後40年以上が経過し、目録作成者とそのサービス対象者が世界中でOPAC（オンライン閲覧目録）を利用するにつれ、共通の国際的な目録原則をもつことは一層望ましいこととなっている。21世紀初頭の現在において、オンラインによる図書館目録やその先にあるものにふさわしい目的にパリ原則を適合させようという努力がIFLAによって行われた。その目的の第一は、目録利用者の利便性に資することである。

この新しい原則は、パリ原則に取って代わり、それを単にテキストから成る著作からあらゆる種類の資料にまで、また、単に記入の選定と形から図書館目録に用いられる書誌レコードおよび典拠レコードのあらゆる面にまで拡張するものである。

以下の原則の草案が範囲とするのは、次のものである。

1. 適用範囲
2. 実体、属性、および関連
3. 目録の機能

¹ International Conference on Cataloguing Principles (Paris : 1961). Report. – London : International Federation of Library Associations, 1963. p. 91-96. このほか *Library Resources and Technical Services*, v.6 (1962), p. 162-167. および *Statement of principles adopted at the International Conference on Cataloguing Principles, Paris, October, 1961. – Annotated edition / with commentary and examples by Eva Verona. – London : IFLA Committee on Cataloguing, 1971. にも掲載...*

4. 書誌記述
5. アクセスポイント
6. 典拠レコード
7. 探索能力の基盤

この新しい原則は、世界の偉大な目録法の伝統²と、パリ原則を主題目録法の範囲にまで拡大する「書誌レコードの機能要件」(FRBR)と「典拠レコードの機能要件と典拠番号」(FRANAR)というIFLAの文書に表された概念モデル上に構築されている。

この原則が、書誌データおよび典拠データの国際的な共有を増大させること、そして国際的な目録規則を発展させるため力を尽くす目録規則の作成者の導きとなることを願うものである。

国際目録原則覚書

2005年9月草案

1. 適用範囲

ここに述べる原則は、目録規則の発展を導くことを意図したものである。この原則は書誌レコードおよび典拠レコードならびに今日の図書館目録に適用する。この原則はまた、図書館、文書館、博物館・美術館、ならびにその他のコミュニティの書誌およびデータファイルにも適用することができる。

この原則は、あらゆる種類の書誌的資源の記述目録法と主題目録法に対して、一貫した道筋を提供することをめざしている。

目録規則を作成する際にもっとも重視すべき原則は、目録利用者の利便性でなければならない。

2. 実体、属性、および関連

2.1. 書誌レコードにおける実体

書誌レコードの作成にあたっては、知的・芸術的活動の成果を対象とする以下の実体を考慮する。

著作

² Cutter, Charles A.: *Rules for a dictionary catalog*. 4th ed., rewritten. Washington, D.C.: Government Printing office. 1904,
Ranganathan, S.R.: *Heading and canons*. Madras [India]: S. Viswanathan, 1955, および
Lubetzky, Seymour. *Principles of Cataloging. Final Report. Phase I: Descriptive Cataloging*. Los Angeles, Calif.: University of California, Institute of Library Research, 1969.

表現形
体現形
個別資料³

2.1.1. 書誌レコードは、一般に体現形を反映するものとする。ここでいう体現形とは、著作の集合、個別の著作、または著作の構成部分を具現化したものということができる。体現形は、一つまたは複数の物理的単位として出現することがある。

一般に、個々の物理的形態（体現形）に対して、別々の書誌レコードを作成するものとする。

2.2. 典拠レコードにおける実体

典拠レコードは、少なくとも個人、家族、団体⁴および主題の名称の統制形を示すものとする。著作の主題として機能する実体には以下のものがある。

著作
表現形
体現形
個別資料
個人
家族
団体
概念
物
出来事
場所⁵

2.3. 属性

各実体を識別する属性は、書誌レコードおよび典拠レコードの中でデータ要素として用いるものとする。

2.4. 関連

書誌的に重要な実体相互の関連は、目録を通して識別できるものとする。

3. 目録の機能

目録の機能は、利用者に次のことを可能にすることである⁶。

³ 著作、表現形、体現形、個別資料はFRBR/FRANARモデルで記述されるグループ1の実体である。

⁴ 個人、家族、団体は、FRBR/FRANARモデルで記述されるグループ2の実体である。

⁵ 概念、物体、出来事および場所は、FRBR/FRANARモデルで記述されるグループ3の実体である。

[注：FRANARの商標、識別子等のようにさらなる実体を、将来識別することになる可能性はある（FRANARの報告書が「最終のもの」になったときには必要に応じて更新する）。]

⁶ 3.1-3.5は、Svenonius, Elaine. *The Intellectual Foundation of Information Organization*. Cambridge, MA: MIT Press, 2000. ISBN 0-262-19433-3に基づいている。

- 3.1.** その資源の属性または関連を探索に用いた結果によって、ある蔵書コレクション（現実にあるものまたは仮想的なもの）の中で書誌的資源を**発見**すること。
- 3.1.1.** これにより、単一の資源を**突き止める**こと
- 3.1.2.** これにより、以下に相当する一群の資源を**突き止める**こと
- 同一の著作に属するすべての資源
 - 同一の表現形に属するすべての資源
 - 同一の体現形に属するすべての資源
 - 特定の個人、家族、または団体のすべての著作および表現形
 - 特定の主題によるすべての資源
 - 探索結果の二次的な限定のために通常用いられるその他の判断基準（言語、出版国、出版年、物理的形態、その他）によって特定されるすべての資源⁷
- 3.2.** ある書誌的資源または責任主体を**識別**すること（すなわち、レコードに記述された実体が求める実体と一致することを確認すること、または同種の特性をもつ2以上の実体を区別すること）。
- 3.3.** 利用者のニーズに適合する書誌的資源を**選択**すること（すなわち、内容、物理的形態等に照らして利用者の要求を満たす資源を選ぶこと、または利用者のニーズに適合しない資源を排除すること）。
- 3.4.** 記述された個別資料を**取得**するか、またはそれに対するアクセスを**確保**すること（すなわち、利用者が購入や貸借等によって個別資料を取得すること、または、遠隔情報源にオンライン接続し、個別資料に電子的にアクセスすることができるよう情報を提供すること）、または、典拠レコードまたは書誌レコードを取得または入手すること。
- 3.5.** 目録を**自在に使う**こと（すなわち、著作、表現形、体現形および個別資料の相互の関連が示されていることを含めて、書誌情報の論理的な構成と、動きまわるための明確な道筋が示されていることによる）。

4. 書誌記述

- 4.1.** 書誌レコードの記述部分は、国際的に合意された基準に基づくものとする⁸。
- 4.2.** 記述は、目録または書誌ファイルの目的に基づいて、いくつかの**精粗のレベル**によることができる。

⁷ 経済的事情や目録作成の慣例のため、著作の構成要素や著作集中の個々の著作に対する書誌レコードのない図書館目録が存在することが認められている。

⁸ 図書館コミュニティにおいては、現在それは**国際標準書誌記述 (International Standard Bibliographic Descriptions)** である。

5. アクセスポイント

5.1. 通則

書誌レコードや典拠レコードを検索するためのアクセスポイントは、一般的な原則（1. 適用範囲を見よ）に従って形成しなければならない。アクセスポイントは統制形のことでもあれば、非統制形のことでもある。

非統制形アクセスポイントには、体现形に見出される本タイトル、書誌レコードに付加されたキーワード、または書誌レコード中のキーワードなどが含まれることがある。

統制形アクセスポイントは、一群の資源の存在を確認するために必要な一貫性を提供するものであり、ある基準により統一されるべきものである。この**統一形**（「典拠形標目」ともいう）は、**参照形に用いる異なる形**とともに典拠レコード中に記録するものとする。

5.1.1. アクセスポイントの選定

5.1.1.1. 書誌レコードに対するアクセスポイントには、著作と表現形のタイトル（統制形）、体现形のタイトル（通常は非統制形）、および著作の作成者の名称の統制形を含める。

団体を作成者として扱う場合、団体名によるアクセスは、たとえ団体の役員や職員の立場にある個人の記名があっても、その性質上必然的に団体の総体としての意思や活動が表現された著作、またはタイトルの語の表現が、著作の性質との関係において、団体が著作の内容に総体として責任をもつことを明確に示している場合に限られる。

さらには、記述されている書誌的資源を発見し、識別し、選択するために重要とみなされるその他の個人、家族、団体、主題の名称の統制形を書誌レコードのアクセスポイントとする。

5.1.1.2. 典拠レコードに対するアクセスポイントには、その実体に対する名称の典拠形および名称の異なる形を含める。付加的なアクセスが、関連する名称によってなされることがある。

5.1.2. 典拠形標目

ある実体に対する典拠形標目は、体现形に顕著に見られる名称か、またはその目録の利用者からもっともよく受け入れられている名称のように、一貫性をもって実体を識別できる名称とする（例えば「慣用名」）。

その実体を同一の名称の他のものと区別することが必要な場合には、さらに識別のための特性を付加するものとする。

5.1.2.1. ある個人、家族または団体が、異なる名称または名称の異なる形を用いる

場合には、典拠形標目として異なる人格ごとに一つの名称または名称の一つの形を選ぶものとする。

5.1.2.1.1. 名称の異なる形が体現形および／または参考情報源にあり、その相違が同一の名称の異なる表現（例 完全形と短縮形）によらない場合は、以下の優先順位によるものとする。

5.1.2.1.1.1. 一般に知られた名称（または慣用名）が表示されているとは、それを公式名より優先する。

5.1.2.1.1.2. 一般に知られた名称または慣用名が表示されていないときは、公式名を優先する。

5.1.2.1.2. 団体が継続した期間に、一つの名称の微細な変更とは考えられないような別の名称を用いてきた場合には、顕著な名称の変更ごとにその名称を新しい実体とみなすものとし、それぞれの実体に対応する典拠レコードを「をも見よ」（以前／以後）参照で関連づけるものとする。

5.1.2.2. 一つの著作に対して異なるタイトルがある場合、統一タイトルとして一つのタイトルを選択するものとする。

5.1.2.3. ある実体の典拠形標目として選択しない名称の異なる形は、参照形または代替的な表示形として用いるために、その実体に対する典拠レコードに含めるものとする。

5.1.3. 言語

名称がいくつかの言語で表現されているときには、もとの言語および文字によって示される体現形に見出される情報に基づく標目を優先するものとする。ただし、もとの言語および文字が、その目録中で普通に用いられていない言語および文字の場合には、標目は、その目録の利用者にもっとも適切な言語および文字の一つにより、体現形または参考情報源に見出される形に基づくことができる。

可能な限り、典拠形標目または参照形により、もとの言語および文字からアクセスを提供するものとする。翻字が望ましい場合には、文字変換のための国際基準に従うものとする。

5.2. 個人名の形

5.2.1. 個人名がいくつかの単語からなるときには、記入語の選定は、体現形や参考情報源に見出されるその個人ともっとも関係のある国および言語の慣用に従って行うものとする。

5.3. 家族名の形

5.3.1. 家族名がいくつかの単語からなるときには、記入語の選定は、体現形や参考情報源に見出されるその家族ともっとも関係のある国および言語の慣用に従って行うものとする。

5.4. 団体名の形

5.4.1. 団体名は体现形や参考情報源に見出されるそのままの順序によるものとする。ただし、以下の場合を除く。

5.4.1.1. 団体が、法域や地域管轄団体の一部であるときには、典拠形標目は目録利用者のニーズにもっとも適した言語と文字による当該地域の名称として現在用いられている形で始めるか、これを含めるものとする。

5.4.1.2. 団体名が従属機関もしくは下位の組織であることを意味するか、または下位の組織を識別するのに充分でないときは、典拠形標目は上位の組織の名称から始めるものとする。

5.5. 統一タイトルの形

統一タイトルは、独立したタイトル、名称/タイトルの複合体、または団体名、場所、言語、日付等の識別要素を付加することによって特定されたタイトルである場合がある。

5.5.1. 統一タイトルは、原タイトルまたはその著作の体现形にもっとも頻繁に見出されるタイトルであるものとする。ただし、以下の場合を除く。

5.5.1.1. その目録の言語と文字において一般に用いられているタイトルがあるときには、体现形または参考情報源に見出される一般に用いられているタイトルを優先するものとする。

6. 典拠レコード

個人、家族、団体、著作、表現形、体现形、個別資料、概念、物、出来事および場所にあたる実体に対するアクセスポイントとして用いられる名称の典拠形および参照形を統制するために、典拠レコードを作成するものとする。

7. 探索能力の基盤

7.1. 探索と検索

アクセスポイントは、書誌レコードの要素として、1) 書誌レコードと典拠レコードおよびそれに関連する書誌的資源の確実な検索を提供し、2) 探索結果を限定する。

7.1.1. 探索方策

名称、タイトルおよび主題は、所与の図書館目録または書誌ファイルにおいて活用可能なあらゆる方策、例えば、名称の完全形、キーワード、語句、部分一致形等によって、探索および検索ができるものとする。

7.1.2. 不可欠なアクセスポイントは、書誌レコードまたは典拠レコードにおける各実体の主要な属性および関連に基づくアクセスポイントである。

7.1.2.1. 書誌レコードに不可欠なアクセスポイントには、以下のものを含める。

作成者の名称、または、2以上の名称があるときには最初に表示された作成者の名称

本タイトル、または体现形のための補記タイトル

出版または発行の年（複数の場合もあり）
著作／表現形の統一タイトル
件名、主題語
分類記号
記述された実体の標準番号、識別子、「キータイトル」

7.1.2.2. 典拠レコードに不可欠なアクセスポイントには、以下のものを含める。

実体の典拠形名称またはタイトル
実体の名称またはタイトルの異なる形

7.1.3. 付加的アクセスポイント

書誌記述または典拠レコードのその他の領域からの属性は、任意的なアクセスポイントとして、または大量のレコードが検索されたときにこれを選別し限定する方策として機能することがある。書誌レコードにおいては、そのような属性には以下のものが含まれるが、これに限定されるものではない。

最初の作成者以外の付加的な作成者の名称
演者、あるいは作成者とは異なる役割をもつ個人、家族、または団体の名称
並列タイトル、見出しタイトル等
シリーズの統一タイトル
書誌レコード識別子
言語
出版国
物理的形態

典拠レコードにおいては、そのような属性には以下のものが含まれるが、これに限定されるものではない。

関連する実体の名称またはタイトル
典拠レコード識別子

付録

目録規則作成の目的

目録規則作成を導く目的はいくつかある⁹。最上位の目標は利用者の利便性である。

***目録利用者の利便性**。記述およびアクセスのための名称の統制形の作成を決定する際には、利用者を念頭におくものとする。

***利用の一般性**。記述およびアクセスにおいて用いられる標準的な語彙は、利用者の大多数のものに合致するものとする。

***表現性**。記述中の実体およびアクセスのための名称の統制形は、実体それ自体が表している方式によるものとする。

***正確性**。記述される実体が、忠実に反映されるものとする。

***充分性および必要性**。記述中の要素とアクセスのための名称の統制形のうち、利用者が目的を果たすのに必要であり、かつ、ある実体を独自のものとして識別するために欠かせない要素のみを含めるものとする。

***有意性**。要素は、書誌的に有意なものとする。

***経済性**。目的を達成するための方法が選ばれるときには、全体としてもっとも経済的な方法を優先するものとする（すなわち、最小のコストまたはもっとも簡単な対応策など）。

***標準性**。記述とアクセスポイントの作成は、可能な範囲と水準において、標準化するものとする。このことはより強い一貫性をもたらし、書誌レコードおよび典拠レコードを共有する効力を増大させる。

***統合性**。あらゆる種類の資料の記述および実体の名称の統制形は、可能な範囲で共通する一式の規定に基づくものとする。

目録規則中の規定は

***正当性を有し、恣意的であってはならない。**

時にはこれらの目的が相互に矛盾することがあり、正当で現実的な解決策が採用されることが認められている。

[主題シソーラスについては、他に採用すべき目的があるが、今のところこの覚書には含めない。]

[翻訳：国立国会図書館書誌部]

⁹ 書誌に関する文献、特に次の資料に掲載のRanganathan と Leibnizの文献に基づく。Svenonius E. *The Intellectual Foundation of Information Organization*. Cambridge, Mass.: MIT Press, 2000, p. 68.

国内刊行洋図書適用細則 正誤表

本誌 No.119 (2004.11.1) に掲載しました「国内刊行洋図書適用細則」に誤りがありました。お詫びするとともに、次のとおり訂正をお願いいたします。(変更箇所は下線部分)

訂正前	訂正後
2.0.2.2 (記録の書誌レベル) (略) <u>構成レベル</u> の記録は、内容に関する注記として記録する。	2.0.2.2 (記録の書誌レベル) (略) <u>構成部分</u> の記録は、内容に関する注記として記録する。
2.0.2.2 別法 (略) A. 単行単位の分割 ア) 形態的に2冊以上からなっているが、その各冊が固有のタイトルをもたない場合。 イ) <u>部編, 付録, 補遺</u> をもつ場合。 <u>順序性, 対応性のある語句を部編とみなし, 原則として巻次扱いとする (2.1.6 参照)。</u>	2.0.2.2 別法 (略) A. 単行単位の分割 ア) 形態的に2冊以上からなっているが、その各冊が固有のタイトルをもたない場合。 イ) <u>部編名や付録等従属タイトル</u> をもつ場合。
2.0.4 記述すべき書誌的事項とその記録順序は、次のとおりとする。(略)	2.0.4 <u>記述すべき書誌的事項とその記録順序</u> 記述すべき書誌的事項とその記録順序は、次のとおりとする。(略)
2.1.6.1 (巻次, 回次, 年次等とするものの範囲) 資料の形態的に独立した部分に付された番号等による一定の順序づけ。 <u>巻次, 回次, 年次等 (以下「巻次等」)</u> の前後に、それを修飾する語がついているものもある。 <u>また, 排列を音順とする以外にない, 順序性のないもの (部編) も巻次として扱う。</u> (略)	2.1.6.1 (巻次, 回次, 年次等とするものの範囲) <u>巻次, 回次, 年次等 (以下「巻次等」)</u> は、資料の形態的に独立した部分に付された番号等による一定の順序づけである。 <u>巻次等の前後に、それを修飾する語がついているものもある。部編名 (「appendix」等の従属タイトルを含む) も巻次等と同様に扱う。</u> (略)
2.2.1.1B 版として表示されていても、実際は他の書誌的事項に相当する場合は、 <u>別</u> の書誌的事項として扱う。(略)	2.2.1.1B 版として表示されていても、実際は他の書誌的事項に相当する場合は、 <u>他</u> の書誌的事項として扱う。(略)
2.2.4.2 (記録の方法) <u>2.1.5.2 による。</u>	2.2.4.2 (記録の方法) <u>適用</u>
2.4.1.2C 出版地が情報源に表示されていないときは、調査等により推定した出版地を補記する。推定できず、代替情報として頒布地も記録できないときは、出版地不明として「 <u>s.1.</u> 」と補記する。(略)	2.4.1.2C 出版地が情報源に表示されていないときは、調査等により推定した出版地を補記する。推定できず、代替情報として頒布地も記録できないときは、出版地不明として「 <u>S.1.</u> 」と補記する。(略)

訂正前	訂正後
<p>2.4.3.1A 図書に出版年月の表示がないときは、頒布年月を記録する。(略) c2001 (情報源の表示: ©2001) 1994.3△printing (情報源の表示: <u>First Printing</u>…March 1994) 1988△printing (情報源の表示: Printed in 1988) 1992 (情報源の表示: Published in 1992 ; ©1991)</p>	<p>2.4.3.1A 図書に出版年月の表示がないときは、頒布年月を記録する。(略) c2001 (情報源の表示: ©2001) 1994.3△printing (情報源の表示: <u>Printed in</u> March 1994) 1988△printing (情報源の表示: Printed in 1988) 1992 (情報源の表示: Published in 1992 ; ©1991)</p>
<p>2.4.3.2B 出版年月が2か月以上にわたるときは、刊行開始の年月と終了の年月をハイフンでつないで記録する。 (略)</p>	<p>2.4.3.2B 出版年月が2か月以上にわたるときは、刊行開始の年月と終了の<u>月または</u>年月をハイフンでつないで記録する。 (略)</p>
<p>2.5.3.1 (大きさとするものの範囲) <u>記述対象資料</u>の寸法(高さ、幅等)。</p>	<p>2.5.3.1 (大きさとするものの範囲) <u>その図書</u>の寸法(高さ、幅等)。</p>
<p>2.7.2 記録の方法 適用 (略) Co-published△by△Ganesha△<u>Publishing</u>.</p>	<p>2.7.2 記録の方法 適用 (略) Co-published△by△Ganesha△<u>Pub</u>.</p>
<p>2.7.3.0 (下記の特定事項に属さない注記) (略) イ) 著作の様式および言語に関する注記 (1) 著作の様式に関するもの ・会議・展覧会等の会期・会場(開催地) (略) The△conference△held△on△<u>March</u>△1995△at△Kyoto△University.</p>	<p>2.7.3.0 (下記の特定事項に属さない注記) (略) イ) 著作の様式および言語に関する注記 (1) 著作の様式に関するもの ・会議・展覧会等の会期・会場(開催地) (略) The△conference△held△on△<u>Mar.</u>△1995△at△Kyoto△University.</p>
<p>2.9.1.1 (各巻タイトルとするものの範囲) 情報源に表示されている各巻の<u>固有の</u>名称。<u>単行書誌レベルを記述対象とした場合に選択する本タイトルと一致するもの</u>。目次的な内容の列記等は<u>採用しない</u>(2.1.1.1参照)。</p>	<p>2.9.1.1 (各巻タイトルとするものの範囲) <u>所定の</u>情報源に表示されている各巻の名称。目次的な内容の列記等は各巻タイトルとみなさない(2.1.1.1参照)。</p>

(書誌調整課データ標準係)

JAPAN/MARC 2006 フォーマットの提供開始について

当館では、平成 15 年から『日本全国書誌』に地図資料や音楽録音・映像資料の収録を開始するなど全国書誌データの改善を行ってきましたが、この度 JAPAN/MARC のデータ要素を改訂し、平成 18 年 4 月（単行資料の部では 2006 年 14 号）から新フォーマット（JAPAN/MARC 2006 フォーマット）による提供を開始しました。以下にその概要をお知らせします。

1. 改訂の目的

①提供内容の拡充

出版者のよみの追加など、提供内容を拡充しました。出版者のよみ（タグ 770）については、最近受け入れた資料の書誌データにおいてはすべて付与しています。

②収録範囲の拡大

音楽録音資料および映像資料を新たに収録するため、必要な改訂を行いました。音楽録音資料および映像資料の新規収録により JAPAN/MARC (Monographs、単行資料の部) の収録書誌データ数が、年間約 2 万件増加する見込みです。

参考：JAPAN/MARC(M)2005 年 1-50 号の新規レコードは計 209,719 件

『日本全国書誌』2005 年 1-50 号に収録した音楽録音・映像資料は計 21,030 件

なお、JAPAN/MARC(M)2006 年 14-30 号の新規レコードは計 64,963 件で、その中の音楽録音・映像資料の合計は 7,880 件 (12.2%) でした。

2. 音楽録音・映像資料の既存データの JAPAN/MARC 提供

音楽録音資料および映像資料の既存データ 40,802 件（『日本全国書誌』2004 年 13 号-2006 年 13 号収録分）を JAPAN/MARC(M)2006 年 14 号に併せて購入機関に提供しました。

3. その他

改訂の詳しい内容については、本誌 No.120 (2005.3.4) のほか、当館ホームページの「図書館員のページ」—「書誌データの作成及び提供」に掲載しています。

<http://www.ndl.go.jp/jp/library/data_make.html#marc>からもアクセスできます。

JAPAN/MARC については、その内容、有効な提供方法等に関し、今後とも検討を継続していきます。今回、改訂に対応してくださった JAPAN/MARC の購入機関にお礼を申し上げますとともに、引き続きご意見を賜りますようお願いいたします。

(書誌調整課)

国立国会図書館件名標目表 (NDLSH) 2005 年度版 公開のお知らせ

国立国会図書館件名標目表 (NDLSH) は、当館の目録に適用する件名標目を収録した一覧表です。これまで、「2004 年度版」(平成 17 年 3 月末現在) を当館ホームページに掲載してきましたが、平成 18 年 6 月に「2005 年度版」(平成 18 年 3 月末現在) に更新しました。2005 年度版の見出し総件数は 36,922 件であり、2004 年度版より 38%増加しました。

URL は以下のとおりです。

- ・ NDLSH2005 年度版 <http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/ndl_ndlsh.html>
- ・ 国立国会図書館ホームページのトップページ <<http://www.ndl.go.jp>>
→ 「図書館員のページ」 → 「書誌データの作成及び提供」 でもアクセスできます。

NDLSH 第 5 版刊行後に新設した件名標目を追加収録した上で、平成 16 年から継続して行っている NDLSH 改訂作業の結果を反映しています。改訂作業では、「を見よ」参照、「をも見よ」参照、スコープノート (限定注記) の充実を図るとともに、細目の運用基準の明確化、日本十進分類法 (NDC) 新訂 9 版分類記号の付与などを行っています。

書誌情報の提供がネットワーク経由となり、OPAC が図書館目録の主流となった現在、NDLSH 全体をより合理的で使いやすい件名標目表にすることを目指します。

(書誌調整課)

日本十進分類法 (NDC) 9 版補遺の採用について

当館では、『日本全国書誌』平成 18 年度掲載分 (2006 年 14 号) より、NDC 9 版補遺 (日本図書館協会が平成 12 年 4 月に公開) を採用しました。NDC 9 版補遺については、NDC の次期改訂を見越し、採用していませんでしたが、新主題へ対応する必要性から、このたび採用を開始することとしました。これにより、戦後史のより詳細な分類、NPO 等の分類への対応を行います。NDC 9 版補遺のおもな新設分類は以下のとおりです。

- 1) 21 世紀について
[209]. 8 21 世紀— [220]. 8 21 世紀— [230]. 8 21 世紀—
- 2) 日本史の時代区分について
[210]. 762 占領軍統治時代 1945—52 [210]. 77 平成時代— 1989—
- 3) 金融庁について
[317]. 217 金融庁 金融再生委員会はここに収める
- 4) NPO について
[335]. 89 NPO [特定非営利活動法人]
- 5) 幼稚園史について (当分類のみ、平成 12 年より先行して採用)
[376]. 128 個々の幼稚園史

※ 詳細は日本図書館協会ホームページ「日本十進分類法 (NDC) 9 版補遺—2000 年 4 月—」
<<http://www.jla.or.jp/bunrui/ndc9hoi.html>> (2006-8-1 現在) 参照。

(国内図書課)

『J-BISC DVD 版更新版』刊行のお知らせ

『J-BISC DVD 版』（平成 14 年刊）の更新版を平成 18 年 3 月に刊行しました。概要は以下のとおりです。

【刊行媒体】

DVD-ROM 1 枚

【収録内容】

旧 DVD 版に収録されている明治期から平成 12 年までの国内刊行単行資料の書誌データに平成 17 年 3 月までのデータを追加し、全体を更新しました。収録件数は 311 万 6,074 件です。

【おもな特徴】

新機能として、JAPAN/MARC2002 フォーマットの形式による詳細表示・タグ表示およびデータのダウンロード機能を追加しました。これにより日本目録規則 1987 年版改訂版のデータ要素に対応した表示や、ダウンロードデータがご利用いただけるようになりました。

【編集・発行等】

編集：国立国会図書館

製作・発行：(社) 日本図書館協会

【価格】

旧 DVD 版、カレント版を既に購入しているユーザーにはユーザー価格を適用します。

		J-BISC DVD 版 (旧)	
		ユーザー	ユーザー以外
J-BISC カレント版	ユーザー	84,000 円 (126,000 円)	210,000 円 (315,000 円)
	ユーザー以外	201,600 円 (243,600 円)	504,000 円 (609,000 円)

※ () 外はスタンドアロンでの利用価格、() 内はネットワーク利用価格です。(消費税込)

なお、平成 18 年 9 月まではキャンペーン価格が設定されています。詳しくは日本図書館協会 (TEL 03-3523-0812) までお問い合わせください。

(書誌調整課)

問い合わせ先

国立国会図書館

(ホームページアドレス <http://www.ndl.go.jp>)

書誌部書誌調整課総括係

電話 03 (3581) 2331 内線 (25111)

全国書誌通信 (不定期刊)

No.124 2006 年 8 月 31 日発行

編集・発行 国立国会図書館書誌部書誌調整課

〒100-8924 東京都千代田区永田町 1-10-1

*この刊行物は再生紙を使用しております